

資料 1

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【事務区分】 医療事務手	募集人数	28 名
職 務 内 容	医療事務業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	病院休診日		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 行政 職給料表適用 (146,100円~160,100円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第 30 条) ② 服務の宣誓(改正地公法第 31 条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第 32 条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第 33 条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第 34 条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第 35 条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第 36 条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第 37 条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第 38 条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【事務区分】 医師事務作業補助	募集人数	6 名
職 務 内 容	医師事務作業補助業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	病院休診日		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 行政 職給料表適用 (146,100円~160,100円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第30条) ② 服務の宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【医療区分】 臨床検査技師	募集人数	1 名
職 務 内 容	臨床検査業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	病院休診日		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 行政 職給料表適用 (177,400円~196,500円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第30条) ② 服務の宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【医療区分】 看護師	募集人数	5 名
職 務 内 容	看護業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	看護局勤務表による		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 医療 職給料表(3)適用 (192,400円~215,200円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① サービスの根本基準(改正地公法第30条) ② サービスの宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【医療区分】 准看護師	募集人数	2 名
職 務 内 容	准看護業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	看護局勤務表による		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 医療 職給料表(3)適用 (165,300円~182,900円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第30条) ② 服務の宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【技能区分】 看護補助員	募集人数	17 名
職 務 内 容	看護補助業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 17 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	看護局勤務表による		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 単 労 職 給 料 表 適 用 (139,900円~152,700円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第30条) ② 服務の宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【技能区分】 運転技能員	募集人数	6 名
職 務 内 容	リサイクル業務		
勤 務 場 所	クリンーン・ペア・はまなす		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	クリンーン・ペア・はまなすの勤務表による		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料 料	1 支給日：毎月 21 日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 単 労 職 給 料 表 適 用 (147,900円~163,300円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務 務	① サービスの根本基準(改正地公法第30条) ② サービスの宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

フルタイム会計年度任用職員勤務要件

職 務 名	【技能区分】 技能員	募集人数	3 名
職 務 内 容	火葬業務全般		
勤 務 場 所	野辺地地区斎場		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	野辺地地区斎場の勤務表による		
休 暇	1 年次有給休暇 20 日 ※勤務年数により判断 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
給 料	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 単 労 職 給 料 表 適 用 (147,900円~163,300円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当 ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当 3 退職手当(勤務日数等一定の要件あり) 4 特殊勤務手当(職務に応じ必要な手当を支給)		
服 務	① 服務の根本基準(改正地公法第30条) ② 服務の宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条) ⑨ 営利企業への従事等の制限(改正地公法第38条)		
分 限 ・ 懲 戒 処 分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 人事評価：対象 3 地方公務員共済組合制度：適用(社会保険) 4 災害補償：地方公務員法災害補償基金が適用(労働災害保険) 5 雇用保険：退職手当が適用(雇用保険) 適用条件：初めて会計年度任用職員に任用された方はカッコ内が対象となります。 ただし、所定の期間を経過後、条件により喪失され適用されます。		

